

廃業・引退に伴う取次供給所  
代表者に対する感謝状贈呈内規

昭和 61 年 5 月 21 日制定

表彰の手続き

各特約の自主的判断に基づき、適当と認めたときに供給協会に対し申請（別紙様式）を行い、供給協会は正副会長、三委員長、当該ブロック会長が協議の上決定し、感謝状を贈呈する。

供給協会は感謝状に必要事項を書き入れ、申請のあった特約へ送付する。

選考の判定基準

教科書の完全供給の使命を十分に理解し、特約に対する貢献度も高い取次供給所の代表者で次の各項に該当すること。

- (1) 大臣表彰、黄綬褒章その他の叙勲・褒章を授与されていないこと。
- (2) 業務歴としては実務担当者、代表者を通年して 30 年以上経過していること。
- (3) 過去において社会的な指弾を受けていないこと。
- (4) 廃業は後継者問題、受持校が廃校・統合等により消滅したことに起因すること。
- (5) 世代交替により第一線を引退し、契約当事者でなくなったとき。
- (6) 死亡引退のとき。
- (7) 30 年以上の取次歴はないが、特約の役員として 10 年以上在任し死亡引退廃業したとき。

副賞について

副賞は各特約の判断により贈呈してもよいが、1 万円程度の品物とすること。副賞は各特約で調達する。

感謝状の内容

別紙のとおりとする。